

「静岡県最低賃金総合相談支援センター」のご利用について

最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんに、
経営面と労働面からワン・ストップで対応する
無料相談窓口を設置しました。

相談センター

設置場所

静岡市葵区追手町44番地の1

静岡県産業経済会館 5階

静岡県中小企業団体中央会 (指導部)内

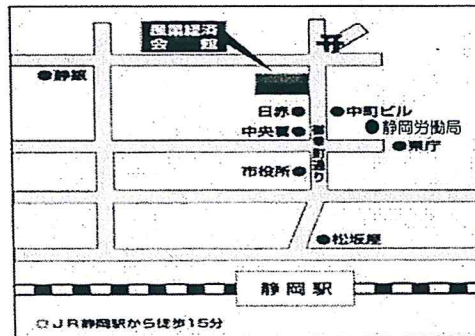
TEL : 0800-2005451(フリーアクセス通話)

E-mail saichin@siz-sba.or.jp

開設時間

午前9時から午後6時 (土日祝日・年末年始除く。)

※月曜日は午前9時から午後5時



対応できること

- 経営改善の方法について知りたいのだけど…
- 給与制度・給与体系を見直したいのだけど…
- 就業規則をしっかりとしたものになりたいが…
- その他、経営・労務に関すること

※1 : 厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、ご相談内容、企業、個人情報などは厳守いたします。安心して相談できます。

※2 : 担当者が出張等で不在の場合もありますので、あらかじめ電話でのご連絡をお願いします。

最低賃金総合相談支援センターは、県庁所在地に設置され、経営面と労働面の①相談、②中小企業への専門家派遣、③セミナー等を実施するものです。

専門家の派遣

ご希望により労務関係の専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることができます。お申し込み等ご依頼は相談センターまで電話でご予約ください。